

新潟県食育推進計画



にいがたの食で育む、
元気・長生き・豊かな心



平成19年3月（平成23年3月一部修正）

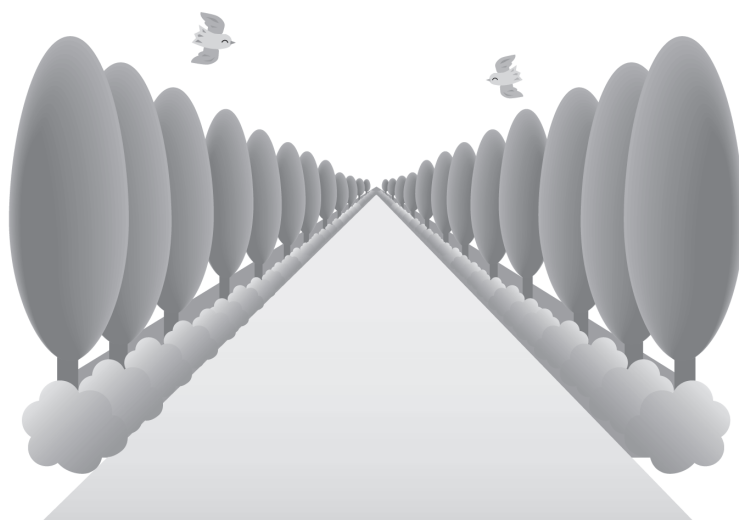


新潟県

食育とは？

食育基本法（平成17年6月制定）の中では、「食育」を次のように位置づけています。

- ① 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ② 様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること





は じ め に

私たち人間が生きていくために、「食」は欠かすことのできない命の源です。

同時に「食」は、個人が元気で長生きするためだけでなく、家族の結びつきを強め、友人・知人とのつながりを深めるなど豊かな人生を送る上で欠かすことのできないものであり、食に関わる様々な人々や自然の恵みへの感謝の念と理解を深めることにもつながる大切なものです。

新潟県では、これまで個別の計画や事業により「食育」を推進してきましたが、食育基本法の制定を契機として、県民みんなで食育を推進するための総合的な計画「新潟県食育推進計画」を、ここに策定しました。

本計画は、「食を通じて、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」ことを基本理念とし、3つの基本的視点を基に食育を推進することとしています。

1つ目として、子どもとその家族を中心としたこと

2つ目として、米をはじめとする新潟の豊かな農林水産資源を活かすこと

3つ目として、家庭、学校、地域でみんなが協力して取り組むこと

県としましては、これらの視点を踏まえ、本計画の目的である①健康づくり、②新潟の食の理解と継承、③食を通じた活力ある社会づくりの実現に向けて、県民、食育関係者（団体）、市町村の皆様と協働して食育を推進してまいります。

最後に、この計画の策定にご尽力いただきました新潟県食育推進協議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメントや県民意見交換会などを通じてたくさんのご意見、ご提言をお寄せくださいました県民の皆様に対し、心から感謝を申し上げますとともに、今度とも一層のご協力をお願い申し上げます。

平成19年3月

新潟県知事 泉 田 裕 彦

